

特定震災特例経営強化指導計画の  
履行状況報告書  
【相双信用組合】



平成24年6月  
全国信用協同組合連合会

## 目 次

はじめに

- 1. 経営指導の進捗状況 . . . . 1
  - (1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導
  - (2) 被災債権の管理及び回収に関する指導
- 2. 経営指導体制の強化の進捗状況 . . . . 4
- 3. 経営指導のための施策の進捗状況 . . . . 4
  - (1) 経営強化計画の進捗管理
  - (2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング
  - (3) 監査機構による検証・助言
  - (4) 経営強化計画の実施に必要な措置

## 【はじめに】

当会では、相双信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた相馬市をはじめ、南相馬市、いわき市、相馬郡、双葉郡などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

当会といたしましては、こうした資本増強により、相双信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行っていくこととしております。

## 1. 経営指導の進捗状況

### (1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、月次でヒアリングを実施するなど、相双信用組合が金融機能強化法附則第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを毎月実施し（平成 24 年 5 月末までに 4 回実施）、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

#### ① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双信用組合では、被災されたお取引先からの相談等に適切に対応するために、夜間融資相談会や休日融資相談会を開催するほか、営業エリア外に相談所を設置するなど、相談機能の強化を図り、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

また、営業エリアから避難された方々が多く居住する相馬市西部に、平成 24 年 10 月を目途に新たに「相馬西支店」を開設する準備を進めており、地域の実情に応じた対応を図ることとしております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、各種相談の受付状況及び相談への対応状況などを確認し、こうした相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについて、融資相談会の開催や相談所等での相談受付状況及び相談への対応状況等の検証を実施しております。

相談機能の強化等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

#### ② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズの把握に努め、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、新商品の開発に継続して取り組んでおります。加えて、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に 대응するとともに、各種復興事業に参加する民間企業への信用供与を通じ、円滑な資金供給を行うこととしております。

新商品の開発については、平成 24 年 3 月から、「そうしん復興特別資金」及び「そうしん復興アパートローン」の取扱いを開始し、同年 5 月末時点で 24 件 14 億円の資金供与を行っております。

また、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に応える態勢を整え、平成 23 年度には 4 自治体について、36 件 21 億円の入札に参加し、11 件 9 億円の資金調達に応じたほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供与を行っております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、被災者向け商品の取扱状況や地方公共団体等の外部機関との連携状況等を確認し、地域の復興のための信用供与にかかる取組みについて検証しております。

震災復興に向けた新商品の提供や外部機関との連携強化による諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

### ③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築するほか、顧問契約を結んでいる中小企業診断士や中小企業支援ネットワーク事業を活用した専門家を派遣し、補助金申請や経営改善計画書の作成支援を実施しております。また、事業承継セミナーの開催に向け、独立行政法人中小企業基盤整備機構と調整を行っているなど、事業承継に向けた支援に取り組んでおります。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートすべく、信用組合の業界団体である全国信用組合中央協会に協力し、創業・事業再生支援への取組強化を目的として、商品開発や商工 3 団体（日本商工会議所・全国中小企業団体中央会・全国商工会連合会）との連携による融資研修を行う「しんくみ創業塾」を平成 24 年 3 月に立ち上げており、当信用組合もこれに参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

また、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等を提供するほか、近隣の信用組合とお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討しており、引き続き、お取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

### ④ その他の施策に関する指導

相双信用組合では、被災地域における東日本大震災からの復興に資するその

他の方策として、被災された方々が多く居住し、復興に向けた拠点となることが期待される宮城県南部への営業エリア拡大を申請し、承認を受けるとともに、当該地域における新たな営業店開設も視野に入れながら、営業活動を展開しております。

当会では、当該活動状況を含め、当信用組合が策定した各施策が継続的かつ積極的に実施されているかについて、上記の月次ヒアリングにより検証しております。

震災からの復興に向けた取組みについては、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、指導・助言を行ってまいります。

## (2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、上記の月次ヒアリングにより、取組状況を確認するとともに、時系列での債権管理を可能とする仕組みの構築や被災者への新たな金融支援の実施管理に向けた指導・助言を行っております。

### ① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受けることとしており、平成 24 年 3 月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

### ② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

相双信用組合では、東日本大震災の被災者に対し、弁済自動振替を一時停止したほか、弁済条件の猶予等条件変更の取組みを行うなど、被災者の状況を踏まえた対応を行っております。

その結果、平成 23 年 4 月末の延滞発生先数 1,330 先 98 億円に対し、平成 24 年 5 月末までに事業性資金と住宅資金において 230 先 65 億円の条件変更を実施し、併せて消費性ローンの条件変更等にも取り組んだことから、延滞先数は 250 先 45 億円まで減少いたしました。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、条件変更等による取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行っております。

被災信用供与先への対応等にかかる諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

### ③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

相双信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取組みを進めております。

当会では、上記の月次ヒアリングにより、こうした各施策についての取組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られているかを確認し、今後の活用に向け、各機関とも連携を図っていくよう指導・助言いたしました。

また、当会仙台支店において「東日本大震災事業者再生支援機構」と管内信組との意見交換会を、平成24年4月6日及び同月24日の2回にわたり開催し、活用に向けた取組みを支援しております。

今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、上記の月次ヒアリングにより指導・助言を行ってまいります。

## 2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部とし、本部各部や相双信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングや指導・助言を行うこととしており、平成24年5月末までに計4回のヒアリングを実施しております。

また、経営強化計画の着実な履行に向け、平成24年7月には、信組支援部（経営指導監理室）に専担者を1名増員し計5名とするなど、指導体制を強化することとしております。

## 3. 経営指導のための施策の進捗状況

### (1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、相双信用組合より、平成24年3月末基準の経営強化計画履行状況報告について、平成24年6月に受領し、同報告を精査のうえ、進捗状況等の管理・分析を行いました。

当信用組合が経営強化計画に掲げた主要施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

### (2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

#### ① オフサイト・モニタリング

当会は、相双信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

#### ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しているほか、月末時点の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証しております。

現時点において問題は見受けられないものの、今後も必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

#### イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

平成24年3月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

#### ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析（自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等）にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、平成24年3月期決算にかかる資料については、同年7月に提供する予定です。

### ② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて信組支援部のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートすることとしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施（平成24年2月開始以降、平成24年5月末までに計4回実施）し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

また、施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

### （3）監査機構による検証・助言

当会は、相双信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、今後、実施時期について、当信用組合等と協議してまいります。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

### （4）経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。



① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

相双信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を取りまとめ、上記の月次ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、当信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記の月次ヒアリングにより、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行っているほか、信用組合の業界団体である全国信用組合中央協会に協力し、創業・事業再生支援への取組強化を目的として、商品開発や商工3団体との連携による融資研修を行う「しんくみ創業塾」を立ち上げており、当信用組合もこれに参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する態勢の充実を図っております。

今後は、当信用組合からの相談に応じ、事業を再開されたお取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、近隣の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみ리카バリの活用

相双信用組合の取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

上記の月次ヒアリングにより、人材育成にかかる取組状況の把握を行っているほか、被災者支援手法への理解度の向上や、お客さまへの提案内容の多様化・高度化を図るため、「東日本大震災事業者再生支援機構」と当会仙台支店管内信組との意見交換会を開催するなど、被災債権管理手法の定着に努めております。

また、平成24年1月には、有価証券運用・ALM等にかかる当会へのトレーニングを受け入れております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、当該貸付の実施を通して、相双信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

相双信用組合の取引先支援に向けた取組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証(株)が保証する被災者向け低利ローン商品を、当信用組合を通じて提供してまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

イ. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

相双信用組合の被災された取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを、震災翌日から平成24年3月まで実施いたしました。

今後も、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

ロ. 特別代理貸付

相双信用組合の被災された取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)を、当信用組合を通じてご提供してまいります。

以上